【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成27年9月18日
【計算期間】	第8期　（自　平成26年12月23日　至　平成27年6月22日）
【ファンド名】	UBS地方銀行株ファンド
【発行者名】	ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 三木　桂一
【本店の所在の場所】	東京都千代田区大手町一丁目5番1号 大手町ファースト スクエア
【事務連絡者氏名】	佐井　経堂
【連絡場所】	本店の所在の場所に同じ。
【電話番号】	03-5293-3667
【縦覧に供する場所】	該当ありません。

第一部【ファンド情報】

第１【ファンドの状況】

１【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

①ファンドの目的

主として地方銀行株式への投資を行うことによって、中長期的に信託財産の成長を目指します。

②信託金限度額

500億円を上限とします。

ただし、委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

③ファンドの基本的性格

ファンドは、一般社団法人 投資信託協会の定める商品分類のうち追加型／国内／株式に属します。

以下、同協会の定める商品分類・属性区分においてファンドが該当する部分を網掛け表示しています。

＜商品分類表＞

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 （収益の源泉）
単位型 追加型	国内 海外 内外	株式 債券 不動産投信 その他資産 資産複合

※商品分類表における用語の定義

追加型	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ、従来の信託財産とともに運用されるファンド
目論見書または約款において以下の主旨の記載があるもの	
国内	組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする
株式	組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする

＜属性区分表＞

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域
株式	年1回	グローバル
一般	年2回	日本
大型	年4回	北米
中小型	年6回	欧州
債券	（隔月）	アジア
一般	年12回	オセアニア
公債	（毎月）	中南米
社債	日々	アフリカ
その他債券	その他	中近東
不動産投信		（中東）
その他資産		エマージング
資産複合		
資産配分固定型		
資産配分変更型		

※属性区分表における用語の定義

目論見書または約款において以下の主旨の記載があるもの	
株式　一般	大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのもの
年2回	年2回決算する
日本	組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする

上記において使用しない商品分類および属性区分の定義については一般社団法人投資信託協会のホームページ（http://www.toushin.or.jp）をご覧ください。

④ファンドの特色

1　主として、日本の「地方銀行」株式の中から流動性の高い銘柄に投資を行います。

•流動性の高い銘柄で構成されるMSCIジャパン指数*に採用されている地方銀行を主な投資対象とします。

*MSCI Inc.が算出・公表する、上場している日本企業の時価総額上位約85%をカバーすることを目的とする株価指数

2　銘柄選定に関しては、UBSグローバル・アセット・マネジメント独自の定量分析を活用します。

•当ファンドの運用は、UBSグローバル・アセット・マネジメント日本拠点の株式運用チームが担当します。

3　株式の組入比率は、原則として高位を基本とします。

「地方銀行」について

- 全国規模で展開する都市銀行に対して、特定の地域に営業基盤を置く普通銀行のことをいいます。
- 地方銀行は、基盤となる地域の企業や住民を中心に金融サービスの提供を行っており、地方自治体とともに地域活性化のためのプログラムに参画するなどしています。
- 地方銀行には、（一般社団法人）全国地方銀行協会や（一般社団法人）第二地方銀行協会に所属する銀行があります。

■　**当ファンドの運用プロセスについて**

- **当ファンドの運用は、定量分析等を活用した株式運用に実績のあるグローバル運用チームの日本拠点が担当します。**
- **UBS独自開発のシステムにより、各投資銘柄の投資魅力度を判断し、ポートフォリオを構築します。**

（2015年7月末日現在）

■　**UBSグループについて**

グローバルな総合金融サービス機関

- **UBSグループは、スイスを本拠地として、およそ50カ国の世界の主要都市にオフィスを配し、約60,000名の従業員を擁する総合金融機関です。グローバルにプライベート・バンキング、資産運用、投資銀行業務などを展開しています。（2015年6月末現在）**
- **UBSグローバル・アセット・マネジメント・グループは、UBSグループの資産運用部門として、世界24カ国に約2,400名の従業員を擁し、約85兆円の資産を運用するグローバルな資産運用グループです。（2015年6月末現在）**

資金動向、信託財産の規模、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(2)【ファンドの沿革】

平成23年6月30日　ファンドの信託契約締結、設定日、運用開始

(3)【ファンドの仕組み】

①　ファンド運営の仕組み

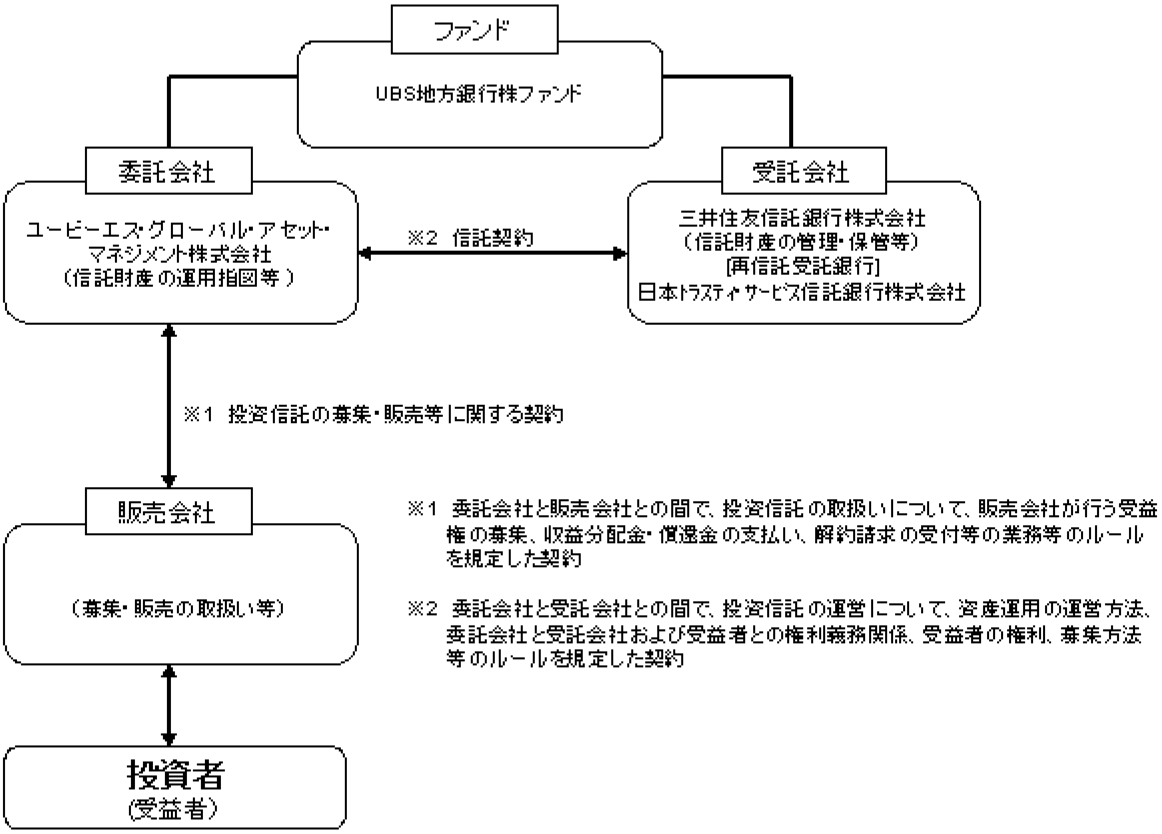

②委託会社の概況（平成27年7月末現在）

1）資本金

22億円

2）沿革

平成 8年4月 1日	ユー・ビー・エス投資顧問株式会社設立
平成10年4月28日	ユー・ビー・エス投信投資顧問株式会社に商号変更
平成12年7月 1日	ユービーエス・ブリンソン投資顧問株式会社と合併し、ユービーエス・アセット・マネジメント株式会社に商号変更
平成14年4月 8日	ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社に商号変更

３）大株主の状況

株　主　名	住　　所	持株数	持株比率
ユービーエス・エイ・ジー	スイス国 バーゼル市 CH-4051 エーシェンフォルシュタット 1 スイス国 チューリッヒ市 CH-8001 バーンホフストラッセ 45	21,600株	100.00%

２【投資方針】

(1)【投資方針】

① 主として、地方銀行株式への投資を行うことによって、中長期的に信託財産の成長を目指します。
② 原則として、UBS独自の定量分析モデルを用いて個別銘柄を分析することで投資を行います。
③ 地方銀行セクターとして投資される株式の選択においては、流動性を重視して行います。
④ 株式の組入れに関しましては、高位を維持することを基本とします。
⑤ 信託財産のリスク軽減のため、デリバティブ取引を行うことがあります。
⑥ 非株式割合（株式以外の資産への投資割合）は、原則として信託財産総額の50%以下を基本とします。
⑦ 資金動向、信託財産の規模、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(2)【投資対象】

[投資対象とする資産の種類]

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）および特定資産以外の資産とします。(本邦通貨表示のものに限ります。)

（１）特定資産

イ．有価証券

ロ．デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に掲げるものをいい、後記「（5）投資制限　⑦」に掲げるものをいいます。以下同じ。）に係る権利

ハ.約束手形（金融商品取引法第2条第1項15号に掲げるものを除きます。）

ニ.金銭債権

（２）特定資産以外の資産

イ.為替手形

[有価証券]

委託会社は、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。

1.株券または新株引受権証書
2.国債証券
3.地方債証券
4.特別の法律により法人の発行する債券
5.社債券（新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。なお、社債券のうちで、新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの、ならびに会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を総称して以下「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）

6.特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第１項第4号で定めるものをいいます。）
7.投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
8.特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
9.協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
10.特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
11.コマーシャル・ペーパー
12.新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
13.外国または外国の者の発行する証券または証書で、上記1から12の証券または証書の性質を有するもの
14.投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
15.投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
16.外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
17.オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
18.預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
19.外国法人が発行する譲渡性預金証書
20.指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
21.抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
22.貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
23.外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの
なお、1の証券または証書、13ならびに18の証券または証書のうち1の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2から7までの証券および13ならびに18の証券または証書のうち2から7までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、14および15の証券を以下「投資信託証券」といいます。

[金融商品]
委託会社は、信託金を、前記の有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用指図することができます。
1.預金
2.指定金銭信託（金融商品取引法第2条第１項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3.コール・ローン
4.手形割引市場において売買される手形
5.貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6.外国の者に対する権利で5の権利の性質を有するもの

[金融商品による運用の特例]
前記にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、前記の金融商品により運用することの指図ができます。

[その他の投資対象]

先物取引等、スワップ取引、金利先渡取引、信用取引、有価証券の貸付、有価証券の空売り、有価証券の借入れ、資金の借入れ等の指図を行うことができます。
詳しくは、後記「（5）投資制限」をご覧ください。

(3)【運用体制】

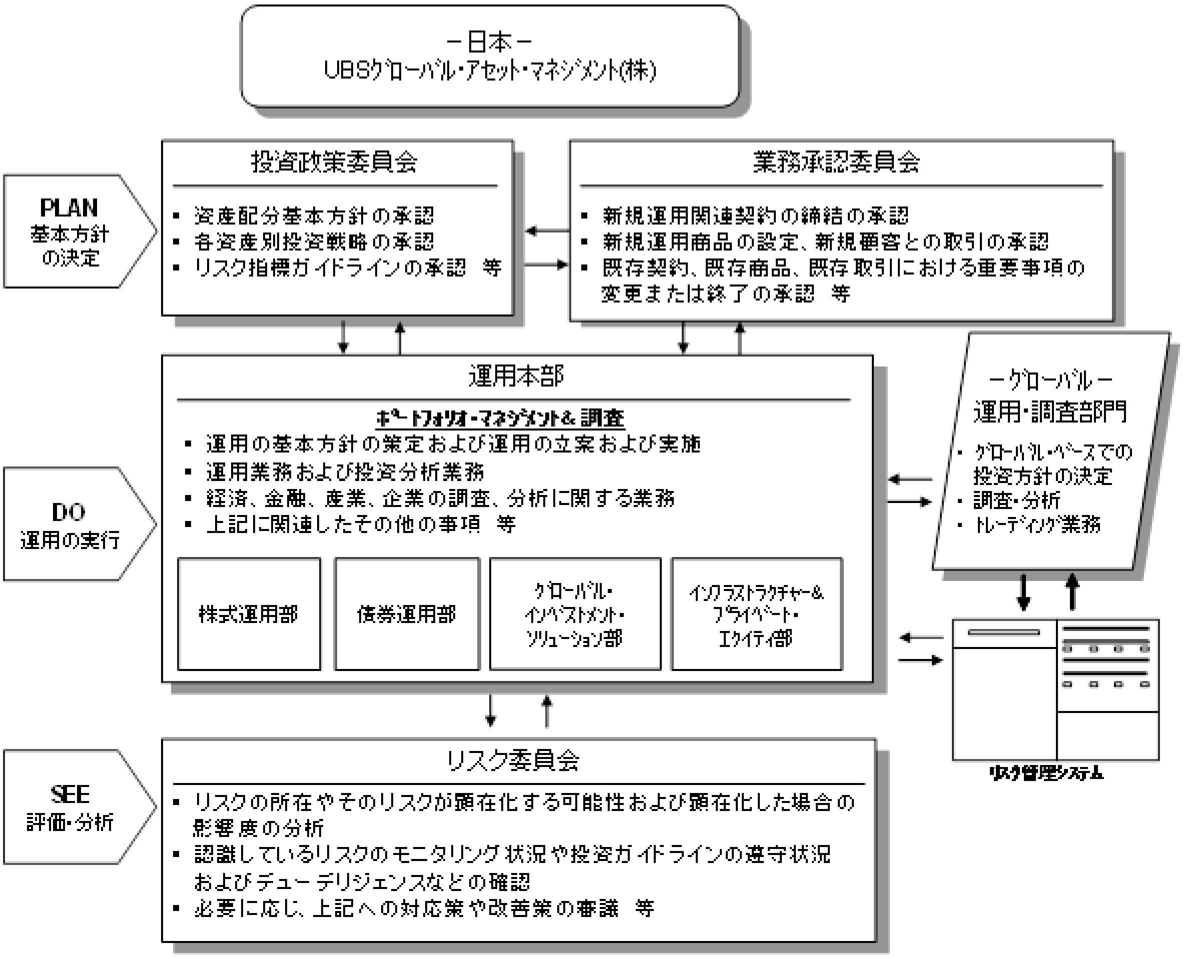

※上記の体制は今後変更される場合があります。　　　　　（平成27年7月末日現在）

＜運用体制に関する社内規則等およびファンドに関係する法人等の管理＞

ファンドの運用に関しましては、当社の運用本部（15～20名程度）は、運用に関する社内規則を遵守することが求められております。当該社内規則におきましては、運用者の適正な行動基準および禁止行為が規定されており、法令遵守、顧客の保護、最良執行・公平性の確保等が規定されています。実際の取引においては、取引を行う第一種金融商品取引業者の承認基準、利害関係人との取引・ファンド間売買等の種々の社内規程を設けて、利益相反となる取引、インサイダー取引等の防止措置を講じております。
当社では、受託会社または受託会社の再信託先に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行なっています。また、受託業務の内部統制の有効性についての監査人による報告書を受託会社より受取っております。

＜内部管理およびファンドに係る意思決定を監督する組織＞

投資政策委員会：

投資政策および運用の基本方針、運用戦略等の決定機関として投資政策委員会を経営委員会直属の機関として設置しております。投資政策委員会は、原則として議長である運用本部長が毎月および必要に応じて招集し、その議事運営には、運用本部長の他、運用本部を構成する各部のうち、投資判断を行う部の部長またはその代理の5～10名程度が構成員として参加しております。なお、議長の承認により構成員以外の者を参考人として出席させることができます。

業務承認委員会：

商品性、収益性、リスク管理等の観点から、新規運用関連契約の締結、新規運用商品の設定、新規顧客との取引、既存契約および既存商品ならびに既存取引における重要事項の変更ないし終了等を包括的にレビュー

し、承認する機関として、経営委員会直属である業務承認委員会を設置しております。業務承認委員会は、原則として案件の申請者または議長である商品本部長が招集し、その議事運営には、社長、チーフ・アドミニストレイティブ・オフィサー、審議案件に関与する機関投資家営業本部長または投信営業本部長、運用本部長、管理本部長、商品本部長、リーガル＆コンプライアンス部長、リスク管理部長、経理部長等、またはその代理の8～10名程度が構成員として参加しております。なお、議長の承認により構成員以外の者を参考人として出席させることができます。

リスク委員会：
業務の執行にあたって、経営上ならびに業務上のリスクの分析、モニタリングおよび管理状況の確認などの総合的な評価および検討を行い、必要に応じて改善策等を講じるための機関であり、また、業務上のリスクの所在やそのリスクが顕在化する可能性および顕在化した場合の影響度を分析し、認識しているリスクのモニタリング状況や投資ガイドラインの遵守状況およびデューデリジェンスなどの確認を行い、必要に応じて対応策や改善策などを決議する機関として、経営委員会直属であるリスク委員会を設置しております。リスク委員会は、原則としてチーフ・アドミニストレイティブ・オフィサーまたはリスク管理部長が毎月および必要に応じて招集し、その議事運営には、社長、チーフ・アドミニストレイティブ・オフィサー、リスク管理部長、リーガル＆コンプライアンス部長、運用本部長、機関投資家営業本部長、投信営業本部長、商品本部長、管理本部長、経理部長等の10名程度の構成員が参加しております。なお、議長の承認により構成員以外の者を参考人として出席させることができます。

(4)【分配方針】
毎決算時（毎年6月20日および12月20日。ただし、休業日の場合は翌営業日とします。）に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。
① 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
② 収益分配金額は、上記①の範囲内で、市況動向等を勘案して委託会社が決定します。ただし、委託会社の判断で、分配を行わない場合があります。
③ 収益の分配にあてなかった利益については特に制限を定めず、運用の基本方針に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

（注）分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者に、原則として決算日から起算して5営業日目までにお支払いを開始します。
なお、「自動けいぞく投資コース」をお申込の場合は、分配金は税引後、無手数料で再投資することができますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

(5)【投資制限】
[信託約款による投資制限]
① 株式への投資割合には、制限を設けません。
② 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
③ 投資信託証券（上場投資信託（金融商品取引所に上場等され、かつ当該取引所において常時売却可能（市場急変等により一時的に流動性が低下している場合を除きます。）な投資信託証券）を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
④ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
⑤ 同一銘柄の転換社債ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236 条第1 項第3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在

し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含みます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

⑥ 外貨建資産への投資は行いません。

⑦ デリバティブ取引の利用はヘッジ目的に限定します。

（先物取引等の指図）

・信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします。

・信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

（スワップ取引の指図）

信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ニおよび28条第8項第4号ホに掲げるものをいいます。）等を行うことの指図をすることができます。

（金利先渡取引の指図）

・信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引を行うことの指図をすることができます。

・前記「金利先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取決め、その取決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

⑧ その他の投資制限

（信用取引の指図）

信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

（有価証券の貸付の指図）

信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債の貸付の指図をすることができます。

（有価証券の空売りの指図）

信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産において有しない有価証券または借入れた有価証券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、売付けた有価証券の引き渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

（有価証券の借入れ）

信託財産の効率的な運用に資するため、有価証券の借入れの指図をすることができます。なお、当該有価証券の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。

（デリバティブ取引等に係る投資制限）

デリバティブ取引等（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、新株予約権証券又はオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。）について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。

（資金の借入れの指図）

信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払い資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

[法令による投資制限]

同一法人の発行する株式への投資制限

同一の法人の発行する株式を、委託会社が運用の指図を行う全ての委託者指図型投資信託につき、信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が、当該株式に係る議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合において、当該株式を信託財産をもって取得することを受託会社に指図しないものとします。

３【投資リスク】

当ファンドの基準価額は、組入れられる有価証券等の値動きによる影響を受けますが、これら運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金と異なります。

当ファンドにかかる主なリスクは次の通りです。
ただし、すべてのリスクについて記載されているわけではありません。

■ **株式の価格変動リスク**

・株価変動リスク

株価は、政治・経済情勢、株式の需給関係、発行企業の業績等を反映して変動します。また株価は、短期的または長期的に大きく下落することがあります。組入銘柄の株価が下落した場合には、基準価額が下落する要因となります。

・信用リスク

株式の発行企業の業績悪化や経営不安、倒産等に陥った場合には投資資金の回収ができなくなることがあり、その場合には基準価額に影響を与える要因になります。

■ **流動性リスク**

市場を取り巻く環境の急激な変化により市場の混乱が生じた場合等には、保有有価証券を市場実勢から期待される価格での売買ができず、損失を被るあるいは値上がり益を逸失する可能性があります。

■ **解約によるファンドの資金流出に伴うリスク**

短期間に相当金額の解約申込があった場合には、市況動向や取引量等の状況によっては、保有有価証券を市場実勢から期待される価格で売却できないことがあり、その結果、基準価額が大きく変動する可能性があります。

■ **特定業種への集中投資に関するリスク**

ファンドは、特定の業種（地方銀行セクター）に絞って投資を行うため、株式市場全体と基準価額の値動きが異なる場合があります。また、幅広い業種や銘柄に分散投資した場合と比較して基準価額が大きく変動する場合があります。

その他の留意点

■ 買付および換金申込に係る制限

金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等。）があるときは、買付および換金の申込みの受付けを中止することおよびすでに受付けた当該各申込を取り消すことがあります。

■ クーリング・オフ

ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の６の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

■ 分配金に関する留意点

分配金は計算期間中に発生した信託報酬等控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。）を超過して支払われる場合がありますので、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。受益者のファンドの購入価額によっては、分配金はその支払いの一部ないし全てが実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。また、ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。なお、分配金の支払いは純資産総額から行われますので、分配金支払いにより純資産総額は減少することになり、基準価額が下落する要因となります。

投資信託に関する一般的なリスク

・法令や税制が変更される場合に、投資信託を保有する受益者が不利益を被る可能性があります。
・信託財産の状況によっては、目指す運用が行われないことがあります。また、信託財産の減少の状況によっては、委託会社が目的とする運用が困難と判断した場合、安定運用に切り替えることがあります。
・証券市場は、世界的な経済事情の急変またはその国における天災地変、政変、経済事情の変化もしくは政策の変更等の諸事情により閉鎖されることがあります。これによりファンドの運用が影響を被って基準価額の下落につながり、その結果、投資元本を下回る可能性があります。

投資信託に関する一般的な留意事項

・投資信託は、預貯金または保険契約とは異なり、預金保険機構、貯金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
・銀行等の登録金融機関でご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の補償の支払対象ではありません。
・投資信託は金融機関の預貯金とは異なり、元本および利息の保証はありません。投資した資産価値の減少を含むリスクは、投資信託をご購入のお客様が負います。

リスク管理体制

委託会社では、取引の執行については、運用部門が投資対象・投資制限等を規定した運用ガイドラインに従って執行します。
取引の管理については、管理部門は運用ガイドラインに則って適切な運用がなされているか、および運用結果の定期的な検証を通じて、各種リスクが適切に管理されていることをモニタリングしています。
また、それらの状況は定期的に開催される各委員会に報告され、状況の把握・確認が行われるほか、適切な運営について検証が行われます。

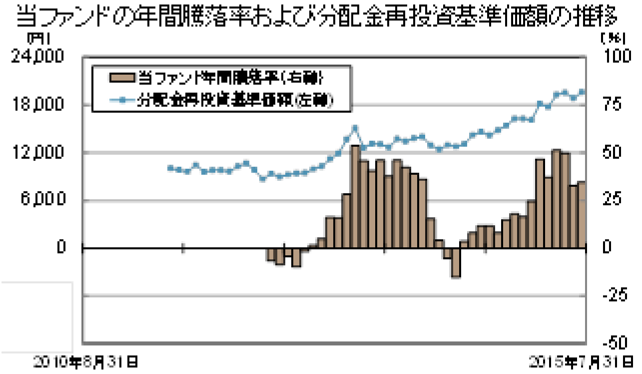

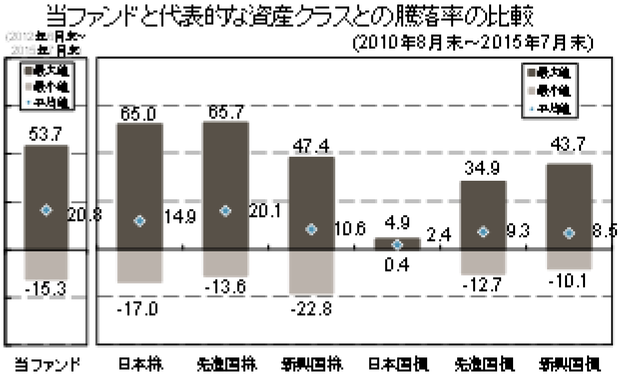

■「当ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移」における年間騰落率（各月末における直近1年間の騰落率）および分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したもので、当ファンドの運用の実質的なパフォーマンスを示すことを目的としています。したがって、当ファンドが収益分配を行っている場合には、実際の基準価額の年間騰落率や基準価額の推移とは異なります。

■「当ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較」は、当ファンドの騰落率については、2012年6月から2015年7月までの各月末、代表的な資産クラスの騰落率については2010年8月から2015年7月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均・最大・最小を表示したものです。

（注1） 各資産クラスは当ファンドの投資対象を表しているものではありません。

（注2） 当ファンドについては、分配金再投資基準価額の年間騰落率が記載されているため、収益分配が行われている場合には実際の基準価額の年間騰落率とは異なります。

（注3） グラフは、当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものですが、当ファンドと代表的な資産クラスで対象となる期間が異なることにご注意ください。

■各資産クラスの指数

日本株　：東証株価指数（TOPIX）（配当込み）
先進国株　：MSCIコクサイ・インデックス（配当込み、円換算ベース）
新興国株　：MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円換算ベース）
日本国債　：シティ日本国債インデックス
先進国債　：シティ世界国債インデックス（除く日本、円換算ベース）
新興国債　：JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド（円換算ベース）

（注1）海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

（注2）詳細は下記の「指数に関して」をご覧ください。

指数に関して

・東証株価指数（TOPIX）（配当込み）

東証株価指数（TOPIX）は、株式会社東京証券取引所（（株）東京証券取引所）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利・ノウハウ及び東証株価指数(TOPIX)の商標又は標章に関するすべての権利は（株）東京証券取引所が有しています。なお、本商品は（株）東京証券取引所により提供、保証又は販売されるものではなく、（株）東京証券取引所は、本件商品の発行又は売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を有しません。

・MSCIコクサイ・インデックス（配当込み、円換算ベース）

・MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円換算ベース）

MSCIインデックスに関する著作権、およびその他知的財産権はMSCI Inc.に帰属しております。MSCI Inc.が指数構成銘柄への投資を推奨するものではなく、MSCI Inc.は当指数の利用に伴う如何なる責任も負いません。MSCI Inc.は情報の確実性および完結性を保証するものではなく、MSCI Inc.の許諾なしにデータを複製・頒布・使用等することは禁じられております。

・シティ日本国債インデックス

・シティ世界国債インデックス（除く日本、円換算ベース）

シティ債券インデックスは、Citigroup Index LLCにより開発、算出および公表されている債券インデックスです。騰落率の数字は、シティ日本国債インデックス・データおよびシティ世界国債インデックス・データに基づき当社が計算したものです。

・JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド（円換算ベース）

JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイドは、JP.Morgan　Securities LLCが算出し公表している指数です。当指数の著作権はJP.Morgan　Securities LLCに帰属します。

４【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

買付申込受付日の基準価額に、3.24%（税抜3.00%）以内で販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。

※申込手数料は、商品および関連する投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務手続きの対価です。

詳しくは、販売会社または下記までお問い合わせください。

委託会社のホームページ　　http://www.ubs.com/japanfunds/
委託会社の電話番号　　　　03-5293-3700（営業日の9：00～17：00）

(2)【換金（解約）手数料】

・換金手数料：　　ありません。
・信託財産留保額：　換金申込受付日の基準価額に対して0.10%の率を乗じて得た額。

(3)【信託報酬等】

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年率1.3608%（税抜年率1.260%）を乗じて得た額とします。信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとします。また信託報酬に係る消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のとき、信託財産中から支弁します。

配分は以下の通りです。（税抜、年率表示）

委託会社	0.600%	委託した資金の運用の対価
販売会社	0.600%	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等の対価
受託会社	0.060%	運用財産の管理、運用指図実行等の対価

(4)【その他の手数料等】

①信託事務の諸費用

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息は、受益者の負担として信託財産から支弁します。

②売買委託手数料等

組入有価証券の売買に係る売買委託手数料等および先物取引・オプション取引等に要する費用等のファンドを運用するための費用等ならびに当該売買委託手数料等に係る消費税等相当額は、受益者の負担として信託財産から支弁します。

③監査費用

信託財産に関する監査報酬および当該監査報酬に係る消費税等相当額は受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。

④その他の諸費用

以下の諸費用および当該費用に係る消費税等相当額は受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。

1．受益権の管理事務に関連する費用
2．有価証券届出書、有価証券報告書等の作成、印刷および提出に係る費用
3．目論見書の作成、印刷および交付に係る費用
4．信託約款の作成、印刷および届出に係る費用
5．運用報告書の作成、印刷および交付に係る費用
6．ファンドの受益者に対して行う公告に係る費用ならびに信託約款の変更または信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成、印刷および交付に係る費用

委託会社は、前記③および④の1から6の費用等の支払いをファンドのために行い、その金額を合理的に見積った結果、信託財産の純資産総額に対して年率0.10%を上限とする額を、かかる費用等の合計額とみなして、実際または予想される費用額を上限として、ファンドより受領することができます。ただし、委託会社は、信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時および期中に、随時係る費用等の年率を見直し、これを変更することができます。
前記③および④の1から6の費用等は、ファンドの計算期間を通じて毎日計上されます。かかる費用等は、毎計算期末または信託終了時に、信託財産中から委託会社に対して支弁されます。

（注）前記①および②の費用は、マーケット状況、信託財産の規模、取引量等により変動しますので、事前に金額および計算方法を表示することができません。
なお、受益者が直接および間接的に負担する費用の合計額は、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

(5)【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取扱われます。

① 個人の受益者に対する課税
[収益分配時]
収益分配時の普通分配金については、配当所得として課税が行われ、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%（注）および地方税5%）の税率により源泉徴収が行われ、確定申告は不要となります。なお、確定申告を行い、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用があります。）を選択することができます。

[一部解約時および償還時]
解約価額および償還価額から取得費（申込手数料および申込手数料に係る消費税等相当額を含みます。）を控除した利益は、譲渡所得とみなして課税が行われ、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%（注）および地方税5%）の税率による申告分離課税が適用となります。なお、特定口座（源泉徴収選択口座）をご利用の場合は確定申告は不要です。
（注）平成49年12月31日までは、基準所得税額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が課されます。

＜損益通算＞
一部解約時および償還時の損益については、確定申告により上場株式等の譲渡損益および申告分離課税を選択した場合の上場株式等の配当所得との損益通算が可能です。

＜平成28年1月1日以降の損益通算＞
平成28年1月1日以降は上記に加え、特定公社債等（注）の譲渡損益および特定公社債等の利子所得も損益通算の対象とすることが可能となります。
（注）「特定公社債等」とは、国債、地方債、外国国債、外国地方債、公募公社債、上場公社債、平成27年12月31日以前に発行された公社債（同族会社が発行した社債を除きます。）や公募公社債投資信託などをいいます。

＜少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合＞
公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」の適用対象です。
少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」をご利用の場合、毎年、年間100万円（注1）の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。ご利

用になれるのは、満20歳以上(注2)の方で、販売会社で非課税口座（以下「NISA口座」ということがあります。）を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。
なお、NISA口座で公募株式投資信託を購入した場合の分配金の取扱いについては、下記の点にご留意ください。

- NISA口座での投資額が年間100万円(注1)以下の元本から支払われる公募株式投資信託の分配金については非課税となります。また、公募株式投資信託の分配金のうち元本払戻金（特別分配金）に相当する額については、特定口座や一般口座など他の課税口座で管理されても非課税となります。
- 公募株式投資信託の分配金がNISA口座内で再投資される場合、当該再投資額は当初投資元本に加え非課税投資枠に加算されますので、同一元本から発生する分配金再投資であっても、これらの合計額が年間100万円を超える非課税投資枠の利用はできません。

（注1）平成28年分以降の年間限度額は、120万円となります。
（注2）20歳未満の方の未成年者口座であっても、所定の手続きを経て非課税管理勘定を開設した場合には、平成28年4月1日以降に新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当等所得および譲渡所得について、毎年、年間80万円の非課税投資枠の適用を5年間受けることができます（「ジュニアNISA」）。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

② 法人の受益者に対する課税
法人の受益者が支払いを受ける分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、15.315%（所得税15%および復興特別所得税0.315%(注)）の税率で源泉徴収され、法人の受取額となります。地方税の源泉徴収はありません。なお、当ファンドについては、原則として益金不算入制度の適用があります。※
※平成27年4月1日以降に開始する事業年度より、益金不算入制度の適用はありません。
（注）平成49年12月31日までは、基準所得税額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が課されます。

③ 個別元本について
追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等が当該受益者の元本(個別元本)にあたります。
受益者が同一ファンドの受益権を複数回買付した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
ただし、同一ファンドを複数の販売会社で買付する場合については各販売会社毎に個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを買付する場合には当該支店毎に、個別元本の算出が行われる場合があります。
受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

④ 分配金の課税
追加型株式投資信託の分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。
受益者が分配金を受け取る際、
（イ）当該分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該分配金の全額が普通分配金となり、

（ロ）当該分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

＜分配金に関するイメージ＞

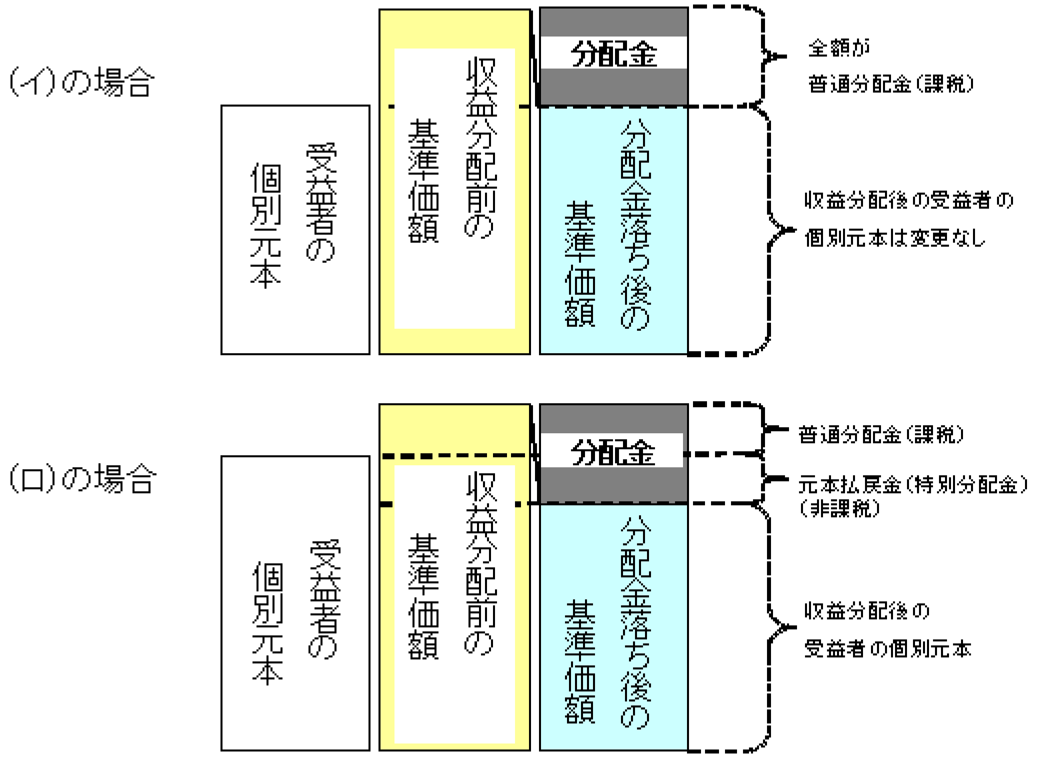

課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家に確認されることをお勧めいたします。

なお、税法等が改正された場合には、前記の内容は変更となる場合があります。

＜参考情報＞

ファンドの費用・税金

[ファンドの費用]

・投資者が直接的に負担する費用

時期	項目	費用
購入時	購入時手数料	購入申込受付日の基準価額に、3.24%（税抜3.00%）以内で販売会社が独自に定める率を乗じて得た額を、販売会社が定める方法により支払うものとします。 ※購入時手数料は、商品および関連する投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務手続きの対価です。
換金時	信託財産留保額	換金申込受付日の基準価額に対して0.1%の率を乗じて得た額をご負担いただきます。

・投資者が信託財産で間接的に負担する費用

時期	項目	費用
保有時	運用管理費用（信託報酬）	日々の純資産総額に年率1.3608%（税抜年率1.260%）を乗じて得た額とします。 （運用管理費用（信託報酬）＝運用期間中の基準価額×信託報酬率） 配分は以下のとおりです。（税抜、年率表示） 委託会社　0.600%　委託した資金の運用の対価 販売会社　0.600%　購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等の対価 受託会社　0.060%　運用財産の管理、運用指図実行等の対価 ※運用管理費用（信託報酬）は、毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。
	その他の費用・手数料	諸費用（日々の純資産総額に対して上限年率0.10%）として、原則毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われる主な費用 監査費用　監査法人等に支払うファンド監査に係る費用 印刷費用等　法定開示書類作成の際に業者に支払う作成・印刷・交付等に係る費用（EDINET含む）等 実費として、原則発生の都度ファンドから支払われる主な費用 売買委託手数料　有価証券等を取引所で売買する際に売買仲介人に支払う手数料 ※信託財産の規模、取引量等により変動しますので、事前に金額および計算方法を表示することができません。

※投資者の皆様にご負担いただく手数料などの合計額については、保有期間や運用の状況などに応じて異なりますので、表示することはできません。

[税金]

◎税金は表に記載の時期に適用されます。

◎以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税および地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金（解約）時および償還時	所得税および地方税	譲渡所得として課税 換金（解約）時および償還時の差益（譲渡益）に対して20.315%

※上記は平成27年7月末現在のものです。

※少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」をご利用の場合、毎年、年間100万円（注1）の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、満20歳以上（注2）の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

（注1）平成28年分以降の年間限度額は、120万円となります。

（注2）20歳未満の方の未成年者口座であっても、所定の手続きを経て非課税管理勘定を開設した場合には、平成28年4月1日以降に新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当等所得および譲渡所得について、毎年、年間80万円の非課税投資枠の適用を5年間受けることができます（「ジュニアNISA」）。

※法人の場合は上記と異なります。

※税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

（2015年7月31日現在）

資産の種類	国／地域	時価合計(円)	投資比率(%)
株式	日本	5,059,534,700	99.63
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	―	18,670,527	0.37
合計(純資産総額)	―	5,078,205,227	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。
（注）端数処理の関係上、合計が100とならない場合があります。

(2)【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

（2015年7月31日現在）

国／地域	種類	銘柄名	業種	数量	帳簿価額単価(円)	帳簿価額金額(円)	評価額単価(円)	評価額金額(円)	投資比率(%)
日本	株式	横浜銀行	銀行業	1,043,000	768.22	801,261,485	788.20	822,092,600	16.19
日本	株式	静岡銀行	銀行業	405,000	1,305.81	528,856,370	1,402.00	567,810,000	11.18
日本	株式	ふくおかフィナンシャルグループ	銀行業	798,000	652.48	520,682,939	638.00	509,124,000	10.03
日本	株式	千葉銀行	銀行業	507,000	956.84	485,120,330	989.00	501,423,000	9.87
日本	株式	八十二銀行	銀行業	457,000	954.36	436,144,050	963.00	440,091,000	8.67
日本	株式	ほくほくフィナンシャルグループ	銀行業	1,417,000	292.54	414,533,113	293.00	415,181,000	8.18
日本	株式	山口フィナンシャルグループ	銀行業	245,000	1,556.70	381,392,414	1,657.00	405,965,000	7.99
日本	株式	中国銀行	銀行業	166,300	1,954.22	324,988,124	1,938.00	322,289,400	6.35
日本	株式	京都銀行	銀行業	152,000	1,417.09	215,397,868	1,463.00	222,376,000	4.38
日本	株式	スルガ銀行	銀行業	81,700	2,690.83	219,841,198	2,663.00	217,567,100	4.28
日本	株式	群馬銀行	銀行業	213,000	921.09	196,192,853	922.00	196,386,000	3.87
日本	株式	常陽銀行	銀行業	241,000	684.30	164,916,860	734.00	176,894,000	3.48
日本	株式	伊予銀行	銀行業	84,700	1,542.76	130,672,382	1,578.00	133,656,600	2.63
日本	株式	広島銀行	銀行業	177,000	743.50	131,600,204	727.00	128,679,000	2.53

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

種類別及び業種別投資比率　（2015年7月31日現在）

種類	国内/外国	業種	投資比率(%)
株式	国内	銀行業	99.63
合計			99.63

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該業種の時価比率をいいます。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。(2015年7月31日現在)

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。(2015年7月31日現在)

(3)【運用実績】

①【純資産の推移】

2015年7月31日および同日１年以内における各月末ならびに下記計算期間末の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額 (百万円) (分配落)	純資産総額 (百万円) (分配付)	1口当たり 純資産額 (円) (分配落)	1口当たり 純資産額 (円) (分配付)
第1期計算期間末 (2011年12月20日)	714	714	0.9708	0.9708
第2期計算期間末 (2012年6月20日)	448	448	0.8815	0.8815
第3期計算期間末 (2012年12月20日)	430	430	1.0218	1.0218
第4期計算期間末 (2013年6月20日)	1,501	1,639	1.0871	1.1871
第5期計算期間末 (2013年12月20日)	1,793	1,951	1.1336	1.2336
第6期計算期間末 (2014年6月20日)	2,510	2,619	1.1470	1.1970
第7期計算期間末 (2014年12月22日)	1,630	1,841	1.1583	1.3083
第8計算期間末 (2015年6月22日)	2,917	3,563	1.1279	1.3779
2014年7月末日	2,123	－	1.1774	－
2014年8月末日	1,962	－	1.1419	－
2014年9月末日	1,952	－	1.1939	－
2014年10月末日	2,160	－	1.2432	－
2014年11月末日	1,585	－	1.3121	－
2014年12月末日	1,888	－	1.1619	－
2015年1月末日	2,023	－	1.1496	－
2015年2月末日	1,710	－	1.2974	－
2015年3月末日	1,775	－	1.2667	－
2015年4月末日	2,104	－	1.3764	－
2015年5月末日	2,794	－	1.3959	－
2015年6月末日	3,795	－	1.1009	－
2015年7月31日	5,078	－	1.1461	－

②【分配の推移】

期　間	1口当たりの分配金（円）
第1期計算期間	0.0000
第2期計算期間	0.0000
第3期計算期間	0.0000
第4期計算期間	0.1000
第5期計算期間	0.1000
第6期計算期間	0.0500
第7期計算期間	0.1500
第8期計算期間	0.2500

③【収益率の推移】

期　間	収益率(%)
第1期計算期間	△2.9
第2期計算期間	△9.2
第3期計算期間	15.9
第4期計算期間	16.2
第5期計算期間	13.5
第6期計算期間	5.6
第7期計算期間	14.1
第8期計算期間	19.0

(4)【設定及び解約の実績】

期　間	設定口数	解約口数
第1期計算期間	781,806,031	45,382,883
第2期計算期間	272,085,585	500,251,131
第3期計算期間	43,771,518	130,486,626
第4期計算期間	1,635,956,702	676,135,373
第5期計算期間	868,138,077	667,725,151
第6期計算期間	1,331,744,560	725,068,797
第7期計算期間	870,881,566	1,651,490,434
第8期計算期間	2,595,087,707	1,416,620,685

(注）第１期計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。
(注）本邦外における設定及び解約の実績はありません。

＜参考情報＞

基準価額・純資産の推移（2015年7月31日現在）

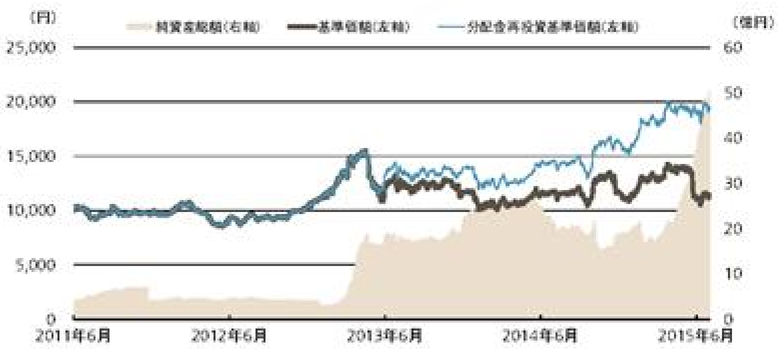

※分配金再投資基準価額は、運用管理費用（信託報酬）控除後で、収益分配が行われた場合には税引前の当該分配金を再投資したものとして算出。
※基準価額は、運用管理費用（信託報酬）控除後で算出。

分配の推移（1万口当たり、税引前）

2013年 6月	1,000円
2013年12月	1,000円
2014年 6月	500円
2014年12月	1,500円
2015年 6月	2,500円
設定来累計	6,500円

主要な資産の状況（2015年7月31日現在）

組入上位10銘柄

	国／地域	種類	銘柄名	業種	投資比率
1	日本	株式	横浜銀行	銀行業	16.19%
2	日本	株式	静岡銀行	銀行業	11.18%
3	日本	株式	ふくおかフィナンシャルグループ	銀行業	10.03%
4	日本	株式	千葉銀行	銀行業	9.87%
5	日本	株式	八十二銀行	銀行業	8.67%
6	日本	株式	ほくほくフィナンシャルグループ	銀行業	8.18%
7	日本	株式	山口フィナンシャルグループ	銀行業	7.99%
8	日本	株式	中国銀行	銀行業	6.35%
9	日本	株式	京都銀行	銀行業	4.38%
10	日本	株式	スルガ銀行	銀行業	4.28%

年間収益率の推移（2015年7月31日現在）

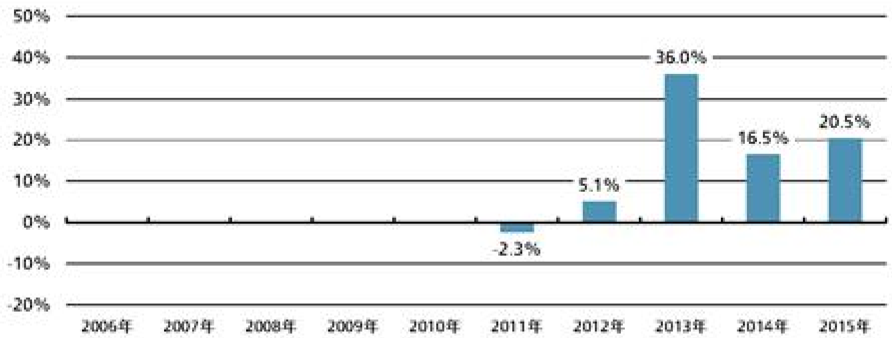

※税引前分配金を再投資したものとして算出。
※2011年については、当初設定日（2011年6月30日）から年末まで、2015年については年初から7月末までの騰落率。
※ファンドには、ベンチマークはありません。

第２【管理及び運営】

１【申込（販売）手続等】

（申込期間）

平成27年9月19日から平成28年3月18日まで

なお、申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。

（買付申込みの受付け）

・ 原則として販売会社の営業日の午後3時までに、買付申込が行われ、かつ買付申込にかかる販売会社所定の事務手続が完了したものを当日の申込分とします。

・ 「自動けいぞく投資コース」をご利用の場合、買付申込者は、販売会社と「自動けいぞく投資約款」に基づく分配金再投資に関する契約（同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を含みます。）を締結していただきます。

※ 買付申込者は販売会社に買付申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該買付申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該買付申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該買付申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

（買付単位）

・ 1円または1口単位を最低単位として、販売会社が独自に定める単位とします。

※ 「自動けいぞく投資コース」において収益分配金を再投資する場合には、1口単位とします。

※ 詳しくは、販売会社または下記までお問い合わせください。

委託会社のホームページ　http://www.ubs.com/japanfunds/

委託会社の電話番号　03-5293-3700　（営業日の9：00～17：00）

（買付価額）

・ 買付申込受付日の基準価額（当初元本1口＝1円）とします。

※「自動けいぞく投資コース」において収益分配金を再投資する場合には、各計算期間終了日の基準価額とします。

（買付代金の支払い）

・ 販売会社の指定する期日までに申込代金をお申込の販売会社にお支払いください。

（買付申込受付けの中止等）

・ 金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは買付申込の受付けを中止すること、およびすでに受付けた買付申込を取消すことがあります。

２【換金（解約）手続等】

（換金の受付け）

・ 原則として販売会社の営業日の午後3時までに、換金申込が行われ、かつ換金申込にかかる販売会社所定の事務手続が完了したものを当日の申込分とします。

（注）換金（解約）の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係る信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権

の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
換金請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行うものとします。

（換金単位）

・ 1円または1口を最低単位として販売会社が独自に定める単位とします。
※詳しくは、販売会社または下記までお問い合わせください。
委託会社のホームページ　http://www.ubs.com/japanfunds/
委託会社の電話番号　03-5293-3700　（営業日の9：00～17：00）

（換金価額）

・ 換金申込受付日の基準価額から当該基準価額に0.10%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。
※ 換金時の費用や税金についての詳細は前記「第１　ファンドの状況　４　手数料等及び税金」をご覧ください。

（換金代金の支払い）

・ 原則として、換金申込受付日から起算して5営業日目からお申込の販売会社でお支払いします。

（換金申込受付けの中止等）

・ 金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは換金申込の受付けを中止すること、およびすでに受付けた換金申込を取消すことがあります。
・ 前記の換金申込の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の換金申込を撤回できます。ただし、受益者がその換金申込を撤回しない場合には、当該受益権の換金価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に換金申込を受付けたものとして計算された価額とします。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

（基準価額の算定）

・ 基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入れ有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した1口当たりの金額をいいます。当ファンドの場合、1万口当たりで表示されます。

（基準価額の算出頻度と公表）

・ 基準価額は、委託会社において毎営業日算出され、販売会社にお問い合わせ頂くことにより知ることができるほか、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。また委託会社のホームページでご覧いただくことも出来ます。
委託会社のホームページ　http://www.ubs.com/japanfunds/
委託会社の電話番号　03-5293-3700　（営業日の9：00～17：00）

(2)【保管】

受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しませんので、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

(3)【信託期間】

当初設定日から平成33年6月21日までとします。ただし、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託会社と協議のうえ、信託期間の延長をすることができます。

また、後記「(5)その他[信託の終了]」に該当する場合は、信託を終了させることがあります。

(4)【計算期間】

原則として毎年6月21日から12月20日および12月21日から翌年6月20日までとします。ただし、計算期間終了日に該当する日が休業日の場合は翌営業日とします。

(5)【その他】

[信託の終了]

（信託契約の解約）

a．委託会社は、信託期間中において、信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、信託契約の一部解約により純資産総額が10億円を下回ることとなったとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

b．委託会社は、前記a.の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

c．前記b.の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

d．前記b.の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

e．前記b.からd.までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記b.からd.までに規定する信託契約の解約の手続を行うことが困難な場合には適用しません。

（信託契約に関する監督官庁の命令）

委託会社は、監督官庁より信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

（委託会社の登録取消等に伴う取扱い）

a．委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、信託契約を解約し、信託を終了させます。

b．前記a.の規定にかかわらず、監督官庁が信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、後記[信託約款の変更]の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

（受託会社の辞任および解任に伴う取扱い）

a．受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、後記[信託約款の変更]の規定にしたがい、新受託会社を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。

b．委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は信託契約を解約し、信託を終了させます。

[運用報告書の作成]

a．委託会社は、毎年6月および12月の決算時および償還時に、運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などのうち重要なものを記載した交付運用報告書（投資信託及び投資法人に関する法律第14条第4項に定める書面）を作成し、販売会社を通じて知れている受益者に対して交付します。

b．委託会社は、運用報告書（全体版）（投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書）を電磁的方法により提供します。

c．前記b.の規定にかかわらず、委託会社は、受益者からの請求があった場合には、運用報告書（全体版）を書面により提供します。

[信託約款の変更]

a．委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、信託約款は[信託約款の変更]に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

b．委託会社は、前記a. の事項（前記a.の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前記a.の併合事項にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

c．前記b. の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

d．前記b. の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

e．書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

f．前記b. からe. までの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

g．前記a. からf. にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

[関係法人との間の契約書の内容について]

委託会社と販売会社との間で締結する「投資信託の募集・販売等に関する契約」（同様の権利義務を規定する名称の異なる契約を含みます。）は、契約終了の3ヵ月前までに当事者の一方から別段の意思表示のないときは、原則1年毎に自動的に更新されるものとします。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次のとおりです。

(1) 分配金受領権

受益者は、分配金を、自己に帰属する受益権の口数に応じて受領する権利を有します。

分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者に、原則として決算日から起算して5営業日目までにお支払いを開始します。

なお、「自動けいぞく投資コース」をお申込の場合は、原則として分配金は税引後、無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。
ただし、受益者が分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

(2) 償還金受領権

受益者は、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）を持分に応じて請求する権利を有します。
償還金は、信託終了日後1か月以内の委託会社の指定する日（原則として信託終了日から起算して5営業日目まで）から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で買付申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として買付申込者とします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託会社がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。
ただし、受益者が償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

(3) 一部解約の実行請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について原則として毎日、販売会社を通じて、委託会社に対して一部解約の実行を請求する権利を有します。
受取代金の支払いは、販売会社の本・支店・営業所等において原則として、解約請求の受付日から起算して5営業日目からお支払いいたします。

(4) 帳簿閲覧権

受益者は委託会社に対して、その営業時間内にファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧を請求する権利を有します。

第３【ファンドの経理状況】

(1)　当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2)　当ファンドの計算期間は6ヵ月であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。

(3)　当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第8期計算期間(平成26年12月23日から平成27年6月22日まで)の財務諸表について、新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

1【財務諸表】
【ＵＢＳ地方銀行株ファンド】
(1)【貸借対照表】

（単位：円）

	前期 平成26年12月22日現在	当期 平成27年 6月22日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	243,139,399	216,824,537
株式	1,625,940,300	2,894,437,900
未収入金	－	490,808,134
未収配当金	－	11,851,600
未収利息	66	59
流動資産合計	1,869,079,765	3,613,922,230
資産合計	1,869,079,765	3,613,922,230
負債の部		
流動負債		
未払金	－	28,315,658
未払収益分配金	211,176,546	646,577,666
未払解約金	13,313,292	6,985,204
未払受託者報酬	649,170	689,803
未払委託者報酬	12,983,245	13,795,945
その他未払費用	204,305	498,773
流動負債合計	238,326,558	696,863,049
負債合計	238,326,558	696,863,049
純資産の部		
元本等		
元本	1,407,843,644	2,586,310,666
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	222,909,563	330,748,515
（分配準備積立金）	1,327	2,039
元本等合計	1,630,753,207	2,917,059,181
純資産合計	1,630,753,207	2,917,059,181
負債純資産合計	1,869,079,765	3,613,922,230

(2)【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	前期 自 平成26年 6月21日 至 平成26年12月22日	当期 自 平成26年12月23日 至 平成27年 6月22日
営業収益		
受取配当金	15,981,400	14,577,000
受取利息	3,147	5,049
有価証券売買等損益	285,292,825	362,954,011
その他収益	2,753	－
営業収益合計	301,280,125	377,536,060
営業費用		
受託者報酬	649,170	689,803
委託者報酬	12,983,245	13,795,945
その他費用	204,305	498,773
営業費用合計	13,836,720	14,984,521
営業利益又は営業損失（△）	287,443,405	362,551,539
経常利益又は経常損失（△）	287,443,405	362,551,539
当期純利益又は当期純損失（△）	287,443,405	362,551,539
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	121,897,023	179,276,863
期首剰余金又は期首欠損金（△）	321,797,961	222,909,563
剰余金増加額又は欠損金減少額	194,492,949	840,103,800
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	194,492,949	840,103,800
剰余金減少額又は欠損金増加額	247,751,183	268,961,858
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	247,751,183	268,961,858
分配金	211,176,546	646,577,666
期末剰余金又は期末欠損金（△）	222,909,563	330,748,515

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)
1.有価証券の評価基準及び評価方法
株式
移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。
時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場(最終相場のないものについては、それに準ずる価額)、または金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。

2.収益及び費用の計上基準
有価証券売買等損益の計上基準
約定日基準で計上しております。

3.その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項
(1)計算期間末日の取扱い
平成26年12月20日が休日のため、前計算期間末日を平成26年12月22日としております。このため当計算期間は185日となっております。
(2)金融商品の時価に関する補足情報
金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(貸借対照表に関する注記)

項目	前期 平成26年12月22日現在	当期 平成27年 6月22日現在
1.計算期間末日における受益権の総数	1,407,843,644口	2,586,310,666口
2.計算期間末日における1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.1583円 (11,583円)	1.1279円 (11,279円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

前期 自 平成26年 6月21日 至 平成26年12月22日	当期 自 平成26年12月23日 至 平成27年 6月22日
分配金の計算過程 計算期間末における配当等収益から費用を控除した額(8,998,424円)、有価証券売買等損益から費用を控除した額(156,547,958円)、信託約款に規定される収益調整金(261,692,920円)、および分配準備積立金(6,846,807円)より分配対象収益は、434,086,109円(1万口当たり3,083円）であり、うち211,176,546円(１万口当たり1,500円)を分配金額としております。	分配金の計算過程 計算期間末における配当等収益から費用を控除した額(10,281,604円)、有価証券売買等損益から費用を控除した額(172,993,072円)、信託約款に規定される収益調整金(794,042,651円)、および分配準備積立金(8,854円)より分配対象収益は、977,326,181円(1万口当たり3,778円)であり、うち646,577,666円(１万口当たり2,500円)を分配金額としております。

(金融商品に関する注記)
Ⅰ.金融商品の状況に関する事項

項目	前期 自 平成26年 6月21日 至 平成26年12月22日	当期 自 平成26年12月23日 至 平成27年 6月22日

1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託として、株式等の金融商品を主要投資対象とし、信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき運用を行っております。	同左
2.金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、株式、コール・ローン等の金銭債権および金銭債務です。これらは、株価変動リスクなどの市場リスク、信用リスク、流動性リスクに晒されております。	同左
3.金融商品に係るリスク管理体制	取引の執行については、投資対象、投資制限等を規定した運用ガイドラインに従って運用部門が執行します。 管理部門は、運用ガイドラインに則って適切な運用がされているかおよび、運用結果の定期的な検証を通じて、下記に掲げる各種リスクが適切に管理されていることをモニタリングしています。 また、それらの状況は定期的に開催される各委員会に報告され、状況の把握・確認が行われるほか、適切な運営について検証が行われます。 ・市場リスク ファンドのパフォーマンスが一定の許容範囲内にあるかどうかモニタリングし、リターンの大きな変動を注視することで市場リスクが適切に管理されていることを確認しています。 ・信用リスク、流動性リスク 運用ガイドラインに従って、証券格付や、証券や発行体への集中投資制限をモニタリングし、投資対象に関するこれらのリスクが適切に管理されていることを確認しています。 また、取引先の信用リスクについては、グループポリシーで認められた相手に限定することで、これを管理しています。	同左

Ⅱ.金融商品の時価等に関する事項

項目	前期 平成26年12月22日現在	当期 平成27年 6月22日現在
1.貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	金融商品は原則として全て時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2.金融商品時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項	(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済されることから、帳簿価額は時価と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。 (2)有価証券 売買目的有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「1.有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 (3)デリバティブ取引 デリバティブ取引等に関する注記に記載しております。	(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左 (2)有価証券 売買目的有価証券 同左 (3)デリバティブ取引 同左

(有価証券に関する注記)
売買目的有価証券

種類	前期 平成26年12月22日現在	当期 平成27年 6月22日現在
	当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
株式	182,538,518	200,329,025
合計	182,538,518	200,329,025

(デリバティブ取引等に関する注記)
前期（平成26年12月22日現在)
該当事項はありません。

当期（平成27年 6月22日現在)
該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)
前期（自 平成26年 6月21日　至 平成26年12月22日)
該当事項はありません。

当期（自 平成26年12月23日　至 平成27年 6月22日)
該当事項はありません。

(その他の注記)

項目	前期 自 平成26年 6月21日 至 平成26年12月22日	当期 自 平成26年12月23日 至 平成27年 6月22日

元本の推移		
期首元本額	2,188,452,512円	1,407,843,644円
期中追加設定元本額	870,881,566円	2,595,087,707円
期中一部解約元本額	1,651,490,434円	1,416,620,685円

(4)【附属明細表】

第1　有価証券明細表

①　株式

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
日本円	千葉銀行	234,000	951.00	222,534,000	
	横浜銀行	615,000	764.40	470,106,000	
	常陽銀行	155,000	678.00	105,090,000	
	群馬銀行	257,000	928.00	238,496,000	
	ふくおかフィナンシャルグループ	456,000	658.00	300,048,000	
	静岡銀行	229,000	1,297.00	297,013,000	
	スルガ銀行	46,900	2,721.00	127,614,900	
	八十二銀行	269,000	964.00	259,316,000	
	京都銀行	83,000	1,409.00	116,947,000	
	ほくほくフィナンシャルグループ	824,000	295.00	243,080,000	
	広島銀行	96,000	746.00	71,616,000	
	中国銀行	70,500	1,936.00	136,488,000	
	伊予銀行	47,900	1,550.00	74,245,000	
	山口フィナンシャルグループ	149,000	1,556.00	231,844,000	
	小計			2,894,437,900	
合計				2,894,437,900	

②　株式以外の有価証券
　該当事項はありません。

第2　信用取引契約残高明細表
　該当事項はありません。

第3　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
　該当事項はありません。

２【ファンドの現況】

【純資産額計算書】（平成27年7月31日現在）

種類	金額	
Ⅰ　資産総額	5,205,152,589	円
Ⅱ　負債総額	126,947,362	円
Ⅲ　純資産総額(Ⅰ－Ⅱ)	5,078,205,227	円
Ⅳ　発行済口数	4,430,833,740	口
Ⅴ　1口当たり純資産額(Ⅲ／Ⅳ)	1.1461	円

第４【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1)名義書換の手続等

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、委託者は当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(2) 受益者名簿

作成しません。

(3) 受益者に対する特典

該当事項はありません。

(4) 受益権の譲渡

① 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③ 上記①の振替について、委託者は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(5) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(6) 受益権の再分割

委託者は、受託者と協議のうえ、社振法の規定に従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(7) 償還金

償還金は、償還日において振替機関の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で買付申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として買付申込者とします。）に支払います。

(8) 質権口記載または記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第１【委託会社等の概況】

１【委託会社等の概況】（平成27年7月末現在）

ａ 資本金の額　22億円

ｂ 会社が発行する株式総数　86,400株

ｃ 発行済株式総数　21,600株

ｄ 資本金の額の増減（最近5年間）　該当事項はありません。

ｅ 会社の機構

① 経営体制

（取締役会）

委託会社の業務執行上重要な事項は、取締役会の決議によってこれを決定します。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、社長がこれを招集し、その通知は会日の少なくとも３日前に各取締役および各監査役に対して発します。ただし、緊急の必要あるときは、取締役および監査役全員の同意を得て、招集の手続を省略することができます。

取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもってこれを行います。

取締役会の議長には、社長が当たります。社長がその職務にあたれない場合は、他の取締役で、取締役の順序において上位にある者がその任に当たります。

（代表取締役および役付取締役）

代表取締役は、取締役会の決議によって選定します。

代表取締役は、会社を代表し取締役会の決議に従い業務を執行します。

取締役会の決議をもって取締役の中から会長、社長、副社長、およびその他役付取締役若干名を定めることができます。

② 投資運用の意思決定機構

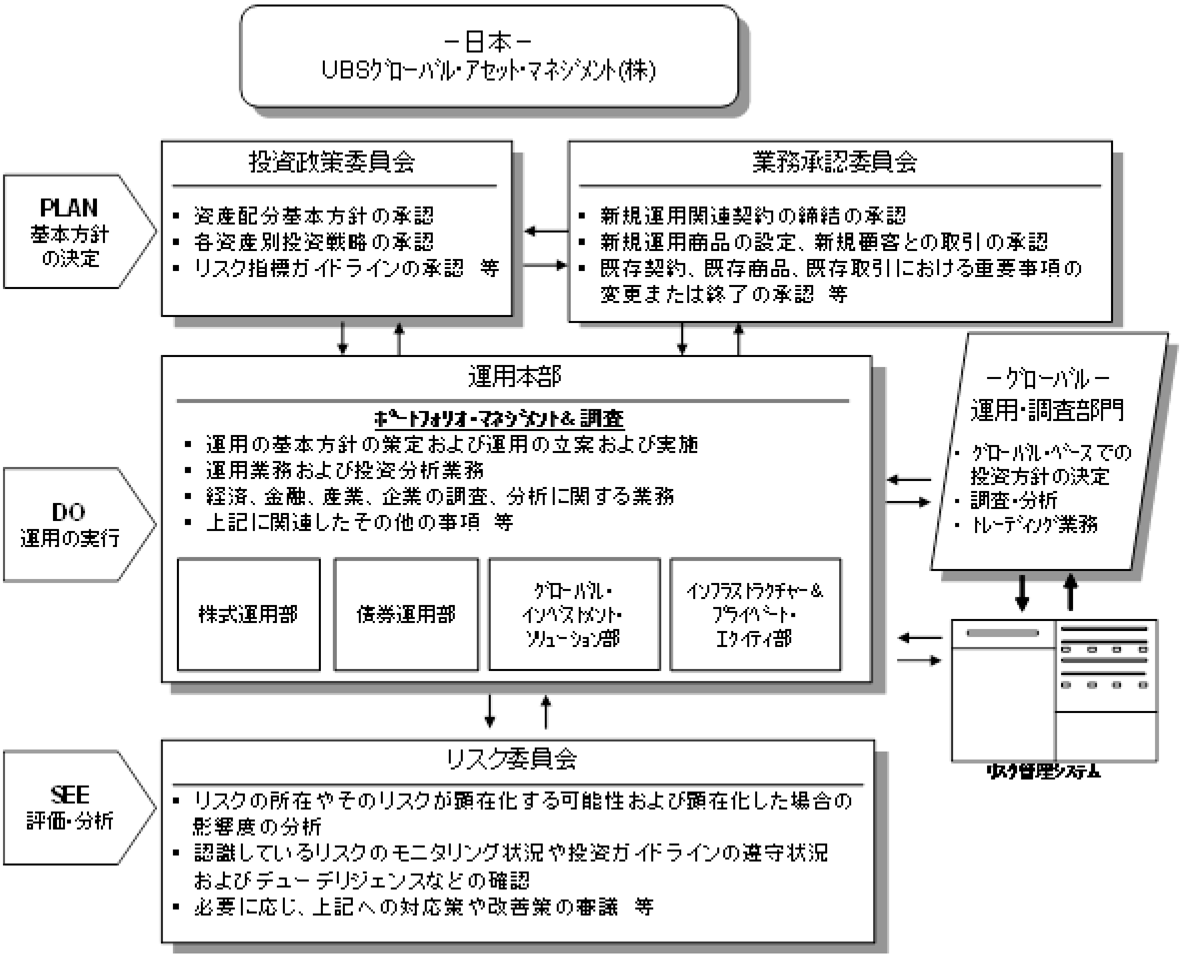

（平成27年7月末日現在）

※上記は今後変更される場合があります。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用及び投資一任契約に基づき委任された資産の運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業及び投資助言業を行っています。
委託会社の運用する証券投資信託は平成27年7月末日現在、以下のとおりです。（ただし、親投資信託は除きます。）

種類	ファンド数	純資産総額（百万円）
追加型株式投資信託	84	1,237,050
合計	84	1,237,050

３【委託会社等の経理状況】

1.　財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

2.　監査証明について

当社は、「金融商品取引法」第193条の2第1項の規定に基づき、当事業年度（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

1. 財 務 諸 表

(1) 【貸借対照表】

期 別		前事業年度（平成26年3月31日）		当事業年度（平成27年3月31日）	
科 目	注記番号	内 訳	金 額（千円）	内 訳	金 額（千円）
（ 資 産 の 部 ）					
流 動 資 産					
現 金 ・ 預 金	*1		3,593,088		3,627,221
未 収 入 金	*1		274,875		365,493
未 収 委 託 者 報 酬			1,471,950		1,344,669
未 収 運 用 受 託 報 酬	*1		351,421		485,718
そ の 他 未 収 収 益	*1		784,469		956,895
前 払 費 用			-		10,799
繰 延 税 金 資 産			95,700		113,200
そ の 他			10,478		1,641
流 動 資 産 計			6,581,983		6,905,640
固 定 資 産					
投 資 そ の 他 の 資 産			375,900		349,128
投 資 有 価 証 券		-		11,241	
繰 延 税 金 資 産		355,900		317,886	
ゴ ル フ 会 員 権		20,000		20,000	
固 定 資 産 計			375,900		349,128
資 産 合 計			6,957,883		7,254,769

期別		前事業年度（平成26年3月31日）		当事業年度（平成27年3月31日）	
科目	注記番号	内訳	金額（千円）	内訳	金額（千円）
（負債の部）					
流動負債					
預り金			178,599		199,221
未払金			96,973		-
未払費用	*1		1,471,238		1,447,937
未払消費税			31,430		158,241
未払法人税等			593,891		718,078
賞与引当金			158,967		191,215
その他			7,719		20,114
流動負債計			2,538,821		2,734,808
固定負債					
退職給付引当金			145,141		72,056
固定負債計			145,141		72,056
負債合計			2,683,962		2,806,865
（純資産の部）					
株主資本			4,273,920		4,447,875
資本金			2,200,000		2,200,000
利益剰余金			2,073,920		2,247,875
利益準備金		550,000		550,000	
その他利益剰余金		1,523,920		1,697,875	
繰越利益剰余金		1,523,920		1,697,875	
評価・換算差額等			-		28
その他有価証券評価差額金		-		28	
純資産合計			4,273,920		4,447,904
負債・純資産合計			6,957,883		7,254,769

(2) 【損益計算書】

期別		前事業年度 （自 平成25年4月 1日 至 平成26年3月31日）		当事業年度 （自 平成26年4月 1日 至 平成27年3月31日）	
科目	注記番号	内訳	金額（千円）	内訳	金額（千円）
営業収益					
委託者報酬			9,019,887		8,887,301
運用受託報酬	*1, *2		1,306,649		1,480,958
その他営業収益	*1, *3		2,316,745		2,792,222
営業収益計			12,643,283		13,160,483
営業費用					
支払手数料			4,407,229		4,440,767
広告宣伝費			86,395		114,732
調査費			95,783		95,977
営業雑経費			174,855		187,450
通信費		9,679		9,060	
印刷費		40,042		54,330	
協会費		13,793		11,618	
その他	*1	111,340		112,441	
営業費用計			4,764,264		4,838,927
一般管理費					
給料			2,583,994		2,821,793
役員報酬		219,904		407,807	
給料・手当	*1	1,636,386		1,713,861	
賞与		727,702		700,125	
交際費			98,959		55,946
旅費交通費			90,322		100,577
租税公課			36,099		39,492
不動産賃借料			248,841		230,699
退職給付費用			83,238		125,024
事務委託費	*1		1,990,735		1,942,904
諸経費			94,901		70,858
一般管理費計			5,227,092		5,387,297
営業利益			2,651,926		2,934,258
営業外収益					
受取利息		415		394	
為替差益		49,982		-	
雑収入		1,965		188	
営業外収益計			52,363		582
営業外費用					
為替差損		-		55,300	
雑損失		53		122	
営業外費用計			53		55,423
経常利益			2,704,235		2,879,416
特別損失					
ファンド関連費用償却損		98,750		-	
特別損失計			98,750		-
税引前当期純利益			2,605,484		2,879,416
法人税、住民税及び事業税			1,026,282		1,183,482
法人税等調整額			55,840		12,910
当期純利益			1,523,362		1,683,023

(3)【株主資本等変動計算書】

前事業年度　（自　平成25年4月1日　至　平成26年3月31日）　（単位：千円）

	株主資本					評価・換算差額等		純資産合計
	資本金	利益剰余金			株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
		利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計				
当期首残高	2,200,000	550,000	1,495,278	2,045,278	4,245,278	-	-	4,245,278
事業年度中の変動額								
剰余金の配当			△ 1,494,720	△ 1,494,720	△ 1,494,720			△ 1,494,720
当期純利益			1,523,362	1,523,362	1,523,362			1,523,362
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）						-	-	-
事業年度中の変動額合計			28,642	28,642	28,642	-	-	28,642
当期末残高	2,200,000	550,000	1,523,920	2,073,920	4,273,920	-	-	4,273,920

当事業年度　（自　平成26年4月1日　至　平成27年3月31日）　（単位：千円）

	株主資本					評価・換算差額等		純資産合計
	資本金	利益剰余金			株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
		利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計				
当期首残高	2,200,000	550,000	1,537,651	2,087,651	4,287,651	-	-	4,287,651
事業年度中の変動額								
剰余金の配当			△ 1,522,800	△ 1,522,800	△ 1,522,800			△ 1,522,800
当期純利益			1,683,023	1,683,023	1,683,023			1,683,023
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）						28	28	28
事業年度中の変動額合計			160,223	160,223	160,223	28	28	160,252
当期末残高	2,200,000	550,000	1,697,875	2,247,875	4,447,875	28	28	4,447,904

［注　記　事　項］

（重要な会計方針）

1．有価証券の評価基準及び評価方法

（1）その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法

（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

2．引当金の計上基準

（1）賞与引当金

役員及び従業員の賞与支払に備えるため、支給見込額を計上しております。

（2）退職給付引当金

退職給付引当金は役員及び従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込み額に基づき、必要額を計上しております。

退職給付引当金のうち、役員分は次のとおりであります。

前事業年度 （平成26年3月31日）	当事業年度 （平成27年3月31日）
5,902千円	2,528千円

①　退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②　数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用及び数理計算上の差異は、発生年度に全額損益処理しております。

3．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

（1）消費税等の処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(会計方針の変更)

「退職給付に関する会計基準」等の適用

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下、「退職給付会計基準」という）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日。以下、「退職給付適用指針」という）を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当事業年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を支給倍率基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の決定方法を退職給付の平均支払見込期間等に基づく割引率から退職給付の支払見込期間ごとに設定された複数の割引率を使用する方法へ変更しております。
退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当事業年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。
この結果、当事業年度の期首の退職給付引当金が21,321千円減少し、利益剰余金が13,731千円増加しております。また、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ1,201千円増加しております。
なお１株当たり情報に与える影響は当該箇所に記載しております。

（貸借対照表関係）

*1　関係会社に対する資産及び負債

各科目に含まれる関係会社に対する資産及び負債の内容は、次の通りであります。

（単位：千円）

	前事業年度 （平成26年3月31日）	当事業年度 （平成27年3月31日）
現金・預金	200,740	1,305,956
未収入金	6,358	1,142
未収運用受託報酬	34,968	68,983
その他未収収益	140,489	221,501
未払費用	87,064	82,183

（損益計算書関係）

*1　関係会社との取引

各科目に含まれる関係会社に対する取引額は、次の通りであります。

（単位：千円）

	前事業年度 自　平成25年4月　1日 至　平成26年3月31日	当事業年度 自　平成26年4月　1日 至　平成27年3月31日
運用受託報酬	41,667	88,661
その他営業収益	287,882	419,532
営業雑経費　その他	42,504	59,889
給料・手当	11,082	18,538
事務委託費	223,284	288,634

*2　運用受託報酬には、次のものを含んでおります。

（単位：千円）

	前事業年度 自　平成25年4月　1日 至　平成26年3月31日	当事業年度 自　平成26年4月　1日 至　平成27年3月31日
投資助言報酬	68,649	63,133

*3　その他営業収益には、海外ファンドの販売資料及び運用報告書等の作成や翻訳など運用業務以外に関するサービスの提供に伴う報酬を計上しております。

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度　（自　平成25年4月1日　至　平成26年3月31日）

1．　発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	21,600	-	-	21,600

2．　配当に関する事項

（1）　配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の 総額(千円)	１株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成25年6月27日 定時株主総会	普通株式	1,494,720	69,200	平成25年3月31日	平成25年6月28日

（2）　基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

次のとおり、決議を予定しております。

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の 総額(千円)	１株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日

第19期定時株主総会	普通株式	利益剰余金	1,522,800	70,500	平成26年3月31日	第19期定時株主総会の翌日

当事業年度　（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

1．　発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	21,600	-	-	21,600

2．　配当に関する事項

（1）　配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	１株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成26年6月27日定時株主総会	普通株式	1,522,800	70,500	平成26年3月31日	平成26年6月28日

（2）　基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

次のとおり、決議を予定しております。

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(千円)	１株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
第20期定時株主総会	普通株式	利益剰余金	1,684,800	78,000	平成27年3月31日	第20期定時株主総会の翌日

（金融商品関係）

1．　金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定しております。

現在、金融機関及びその他からの借入はありません。

（2）金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

未収委託者報酬は、既にファンドの純資産額に未払委託者報酬として織り込まれ、受託者によって分別保管された投資信託財産が裏付けとなっていることから、信用リスクはほとんどないものと考えています。

未収運用受託報酬につきましても、未収委託者報酬と同様に、年金信託勘定との投資一任契約により分別管理されている信託財産が裏付けとなっていることから、信用リスクはほとんどないものと考えています。

その他未収収益は、取引相手先を信用力の高い金融機関に限定しているため、信用リスクはほとんどないものと考えています。

2．　金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度　（平成26年3月31日）　（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
現金・預金	3,593,088	3,593,088	-
未収委託者報酬	1,471,950	1,471,950	-
未収運用受託報酬	351,421	351,421	-
その他未収収益	784,469	784,469	-
資産計	6,200,929	6,200,929	-
未払費用	1,471,238	1,471,238	-
未払法人税等	593,891	593,891	-
負債計	2,065,130	2,065,130	-

当事業年度　（平成27年3月31日）　（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額

現金・預金	3,627,221	3,627,221	-
未収入金	365,493	365,493	-
未収委託者報酬	1,344,669	1,344,669	-
未収運用受託報酬	485,718	485,718	-
その他未収収益	956,895	956,895	-
資産計	6,779,999	6,779,999	-
未払費用	1,447,937	1,447,937	-
未払法人税等	718,078	718,078	-
負債計	2,166,015	2,166,015	-

（注）1．金融商品の時価の算定方法

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、すべて帳簿価額により表示しております。

（注）2．金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度　（平成26年3月31日）　（単位：千円）

	１年以内	１年超
現金・預金	3,593,088	-
未収委託者報酬	1,471,950	-
未収運用受託報酬	351,421	-
その他未収収益	784,469	-
合計	6,200,929	-

当事業年度　（平成27年3月31日）　（単位：千円）

	１年以内	１年超
現金・預金	3,627,221	-
未 収 入 金	365,493	-
未収委託者報酬	1,344,669	-
未収運用受託報酬	485,718	-
その他未収収益	956,895	-
合計	6,779,999	-

（有価証券関係）

その他有価証券

当事業年度　(平成27年3月31日)

重要性がないため記載を省略しております。

（退職給付関係）

前事業年度　（自　平成25年4月1日　至　平成26年3月31日）

1．　採用している制度の概要

当社は規約型確定給付企業年金制度並びに確定拠出年金制度を採用しております。

当社の確定給付企業年金契約は、当社、ユービーエス証券株式会社及びユービーエス銀行東京支店との共同結合契約であり、年金資産の計算は退職給付債務の比率によっております。

2．　確定給付制度

(1)　退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

（単位：千円）

退職給付債務の期首残高	1,140,689
勤務費用	136,345
利息費用	3,170
数理計算上の差異の当期発生額	△12,800
退職給付の支払額	△173,911
過去勤務費用の当期発生額	-
退職給付債務の期末残高	1,093,492

(2)　年金資産の期首残高と期末残高の調整表

（単位：千円）

年金資産の期首残高	914,437
期待運用収益	3,397
数理計算上の差異の当期発生額	67,150
事業主からの拠出額	137,277
退職給付の支払額	△173,911
年金資産の期末残高	948,351

(3)　退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

（単位：千円）

積立型制度の退職給付債務	1,093,492
年金資産	△948,351
小計	145,141
非積立型制度の退職給付債務	-
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	145,141
退職給付引当金	145,141
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	145,141

(4)　退職給付費用及びその内訳項目の金額

（単位：千円）

勤務費用	136,345
利息費用	3,170
期待運用収益	△3,397
数理計算上の差異の費用処理額	△79,950
過去勤務費用の費用処理額	-
確定給付制度に係る退職給付費用	56,167

(注)上記の他、特別退職金15,800千円を退職給付費用として処理しております。

(5)　年金資産に関する事項

①　年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

債券	80%
株式	17%
その他	3%
合計	100%

②　長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6)　数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

割引率　0.68%

長期期待運用収益率　0.58%

3.　確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、11,271千円でありました。

当事業年度　（自　平成26年4月1日　至　平成27年3月31日）

1.　採用している制度の概要

当社は規約型確定給付企業年金制度並びに確定拠出年金制度を採用しております。

当社の確定給付企業年金契約は、当社、ユービーエス証券株式会社及びユービーエス銀行東京支店との共同結合契約であり、年金資産の計算は退職給付債務の比率によっております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

（単位：千円）

退職給付債務の期首残高	1,072,171
勤務費用	112,675
利息費用	6,298
数理計算上の差異の当期発生額	39,097
退職給付の支払額	△157,163
過去勤務費用の当期発生額	-
退職給付債務の期末残高	1,073,079

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

（単位：千円）

年金資産の期首残高	948,351
期待運用収益	3,907
数理計算上の差異の当期発生額	65,966
事業主からの拠出額	139,960
退職給付の支払額	△157,163
年金資産の期末残高	1,001,023

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

（単位：千円）

積立型制度の退職給付債務	1,073,079
年金資産	△1,001,023
小計	72,056
非積立型制度の退職給付債務	-
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	72,056
退職給付引当金	72,056
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	72,056

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

（単位：千円）

勤務費用	113,433
利息費用	5,540
期待運用収益	△3,907
数理計算上の差異の費用処理額	△26,869
過去勤務費用の費用処理額	-
確定給付制度に係る退職給付費用	88,196

(注)上記の他、特別退職金20,456千円を退職給付費用として処理しております。

(5) 年金資産に関する事項

① 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

債券	55%
株式	19%
その他	26%
合計	100%

② 長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6)　数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

割引率　0.68%

長期期待運用収益率　0.58%

3.　確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、16,371千円でありました。

（税効果会計関係）

1.　繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

（単位：千円）

	前事業年度 （平成26年3月31日）	当事業年度 （平成27年3月31日）
繰 延 税 金 資 産		
未 払 費 用	550	4,465
未払事業所税	2,550	2,381
減価償却超過額	14,100	49,028
未払事業税	41,350	49,425
株式報酬費用	190,850	137,233
退職給付引当金	149,200	99,100
賞与引当金	51,250	56,927
その他	1,750	32,541
繰 延 税 金 資 産 小 計	451,600	431,100
評 価 性 引 当 額	-	-
繰 延 税 金 資 産 合 計	451,600	431,100
繰 延 税 金 負 債		
その有価証券評価差額金	-	△14
繰 延 税 金 負 債 合 計	-	△14
繰 延 税 金 資 産 純 額	451,600	431,086

2.　法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の原因となった主要な項目別内訳

	前事業年度 （平成26年3月31日）	当事業年度 （平成27年3月31日）
法定実効税率	38.01%	35.64%
（調整）		
交際費等永久に損金に算入されない項目	2.75%	4.27%
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	0.47%	1.36%
その他	0.30%	0.28%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	41.53%	41.55%

3.　法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第9号）及び「地方税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第2号）が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以降に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の35.64%から、平成27年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については33.10%に、平成28年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については、32.34%となります。

この税率変更により、繰延税金資産の純額は39,099千円減少し、法人税等調整額が39,100千円、その他有価証券評価差額金が1千円、それぞれ増加しております。

（セグメント情報等）

1．セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2．関連情報

(1)　製品及びサービスごとの情報

当社の製品・サービス区分は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2)　地域に関する情報

売上高

前事業年度　（自　平成25年4月1日　至　平成26年3月31日）

日本	米国	その他	合計
1,052,810千円	1,747,691千円	822,893千円	3,623,395千円

委託者報酬 9,019,887千円については、制度上顧客情報を知りえないため、含まれておりません。

当事業年度　（自　平成26年4月1日　至　平成27年3月31日）

日本	米国	その他	合計
1,147,499千円	1,912,589千円	1,213,091千円	4,273,181千円

委託者報酬 8,887,301千円については、制度上顧客情報を知りえないため、含まれておりません。

（注）営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国または地域に分類しております。

(3)　主要な顧客に関する情報

前事業年度　（自　平成25年4月1日　至　平成26年3月31日）

相手先	売上高	関連するセグメント名
UBSグループ（*1）	2,449,556千円	投資運用

当事業年度　（自　平成26年4月1日　至　平成27年3月31日）

相手先	売上高	関連するセグメント名
UBSグループ（*1）	2,966,974千円	投資運用

（注）委託者報酬については、制度上顧客情報を知りえないため、記載を省略しております。

（*1）　UBSグループは、本店をスイスのバーゼルおよびチューリッヒに置き、世界の主要な金融センターを含む50カ国余で質の高い金融サービスを提供する、世界最大級の金融グループです。

（関連当事者情報）

1．関連当事者との取引

前事業年度　（自　平成25年4月1日　至　平成26年3月31日）

（1）　親会社

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）

親会社	ユービーエス.エイ.ジー　（ロンドン証券取引所他上場）	スイス・チューリッヒ	3.8億スイスフラン	銀行、証券業務	(被所有) 直接　100%	金銭の預入れ、資産運用業務及びそれに関する事務委託等、人件費	金銭の預入れ 増加 減少 運用受託報酬 その他営業収益 営業雑費用-その他 給料・手当 人件費（受取） 事務委託費	 4,362,681 4,448,937 41,667 287,882 42,504 11,873 791 223,284	現金 ・ 預金 未収入金 未収運用受託報酬 その他未収収益 未払費用	200,740 6,358 34,968 140,489 87,064

取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 人件費は、出向者に対する実際支払額を基として決定しております。
2. 取引条件の決定については、一般取引条件と同様に決定しております。

上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

(2) 兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)

親会社の子会社等	ユービーエス証券株式会社	東京都千代田区大手町	464億円	証券業	なし	人件費、社会保険料などの立替	事務委託費 不動産関係費 給料・手当 人件費（受取）	314,152 221,417 1,697 44,445	未収入金 未払費用	267,549 287,158
	UBS Realty Investors LLC	米国・ボストン	8.9百万米国ドル	資産運用業	なし	兼業業務	その他営業収益	7,528	その他未収収益	2,589
	UBS Global Asset Management (Australia) Ltd	オーストラリア・シドニー	20百万オーストラリアドル	資産運用業	なし	兼業業務 資産運用業務及び、それに関する事務委託等	その他営業収益 事務委託費	137,339 301,212	その他未収収益 未払費用	6,505 73,611
	UBS Global Asset Management (Singapore) Ltd	シンガポール	3.9百万シンガポールドル	資産運用業	なし	兼業業務 資産運用業務及び、それに関する事務委託等	その他営業収益 事務委託費	28,990 80,051	その他未収収益 未払費用	15,085 43,081
	UBS Global Asset Management (UK) Ltd	英国・ロンドン	125百万英国ポンド	資産運用業	なし	兼業業務 資産運用業務及び、それに関する事務委託等	運用受託報酬 その他営業収益 事務委託費	20,506 237,795 278,184	未収運用受託報酬 その他未収収益 未払費用	10,597 157,342 117,007
	UBS Global Asset Management Holding Ltd	英国・ロンドン	151.3百万英国ポンド	資産運用業	なし	人件費の立替	人件費（受取）	10,415	未収入金	967
	UBS Global Asset Management (Americas) Inc.	米国・ウィルミントン	1米国ドル	資産運用業	なし	兼業業務 資産運用業務及び、それに関する事務委託等	運用受託報酬 その他営業収益 事務委託費	32,630 433,120 353,109	未収運用受託報酬 その他未収収益 未払費用	5,199 155,072 78,157
	UBS Alternative and Quantitative Investments LLC	米国・ウィルミントン	10万米国ドル	資産運用業	なし	兼業業務	その他営業収益	772,377	その他未収収益	201,266
	UBS O'Connor LLC	米国・シカゴ	1百万米国ドル	資産運用業	なし	資産運用業務及び兼業業務	その他営業収益	384,855	その他未収収益	102,441
	UBS Fund Management (Luxembourg) S.A.	ルクセンブルグ	13百万ユーロ	資産運用業	なし	資産運用業務	運用受託報酬	38,037	-	-
	UBS / Gemdale Investment Management Limited	モーリシャス共和国・ポートルイス	2万米国ドル	資産運用業	なし	兼業業務	その他営業収益	4,711	その他未収収益	3,676
	UBS Global Asset Management (HongKong) Limited	香港	150百万香港ドル	資産運用業	なし	兼業業務 資産運用業務及び、それに関する事務委託等	その他営業収益 事務委託費	22,144 32,153	未払費用	14,917
	UBS Global Asset Management (Deutschland) GmbH	ドイツ・フランクフルト・アム・マイン	7.6百万ユーロ	資産運用業	なし	資産運用業務	運用受託報酬	3,878	未収運用受託報酬	3,878

取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 事務所賃借料は、外部貸主への実際支払額を基に面積比で決定しております。
   人件費は、出向者に対する実際支払額を基として決定しております。
2. 立替費用は、第三者に支払われた実際支払額を基として決定しております。
3. 取引条件の決定については、一般取引条件と同様に決定しております。

上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

当事業年度　（自　平成26年4月1日　至　平成27年3月31日）

(1)　親会社

属性	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
親会社	ユービーエス.エイ.ジー　（ロンドン証券取引所他上場）	スイス・チューリッヒ	3.8億スイスフラン	銀行、証券業務	(被所有)直接　100%	金銭の預入れ、資産運用業務及びそれに関する事務委託等、人件費	金銭の預入れ 増加 減少 運用受託報酬 その他営業収益 その他営業費用 事務委託費 人件費	 5,824,070 4,718,854 88,661 419,532 59,889 288,634 18,538	現金・預金 未収入金 未収運用受託報酬 その他未収収益 未払費用	1,305,956 1,142 68,983 221,501 82,183

取引条件及び取引条件の決定方針等

1.　人件費は、出向者に対する実際支払額を基として決定しております。

2.　取引条件の決定については、一般取引条件と同様に決定しております。

上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

(2) 兄弟会社等

属性	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
親会社の子会社等	ユービーエス証券株式会社	東京都千代田区大手町	464億円	証券業	なし	人件費の立替人件費、社会保険料などの立替	事務委託費 不動産関係費 人件費（受取）	309,864 202,840 80,974	未収入金 未払費用 その他流動資産	348,839 293,133 719
	UBS Global Asset Management (Australia) Ltd	オーストラリア・シドニー	20百万オーストラリアドル	資産運用業	なし	兼業業務 資産運用業務及び、それに関する事務委託等	その他営業収益 事務委託費	123,091 273,484	その他未収収益 未払費用	24,339 95,590
	UBS Global Asset Management (Singapore) Ltd	シンガポール	3.9百万シンガポールドル	資産運用業	なし	兼業業務 資産運用業務及び、それに関する事務委託等	その他営業収益 事務委託費	40,251 67,984	その他未収収益 未払費用	10,025 26,168
	UBS Global Asset Management (UK) Ltd	英国・ロンドン	125百万英国ポンド	資産運用業	なし	兼業業務 資産運用業務及び、それに関する事務委託等	運用受託報酬 その他営業収益 事務委託費	11,447 334,687 302,386	その他未収収益 未払費用	220,013 138,670
	UBS Global Asset Management Funds Ltd	英国・ロンドン	26百万英国ポンド	資産運用業	なし	兼業業務	その他営業収益	22,129	その他未収収益	22,129
	UBS Global Asset Management (Americas) Inc.	米国・ウィルミントン	1米国ドル	資産運用業	なし	兼業業務 資産運用業務及び、それに関する事務委託等	運用受託報酬 その他営業収益 事務委託費	24,381 336,829 263,312	未収運用受託報酬 その他未収収益 未払費用	6,490 104,027 68,625
	UBS Alternative and Quantitative Investments LLC	米国・ウィルミントン	10万米国ドル	資産運用業	なし	兼業業務	その他営業収益	948,954	その他未収収益	252,642
	UBS O'Connor LLC	米国・ドーバー	1百万米国ドル	資産運用業	なし	資産運用業務及び兼業業務	その他営業収益	446,346	その他未収収益	53,466
	UBS Global Asset Management (HongKong) Limited	香港	150百万香港ドル	資産運用業	なし	兼業業務 資産運用業務及び、それに関する事務委託等	その他営業収益 事務委託費	108,575 34,482	その他未収収益 未払費用	38,950 9,033

取引条件及び取引条件の決定方針等

1．　事務所賃借料は、外部貸主への実際支払額を基に面積比で決定しております。

人件費は、出向者に対する実際支払額を基として決定しております。

2．　立替費用は、第三者に支払われた実際支払額を基として決定しております。

3．　取引条件の決定については、一般取引条件と同様に決定しております。

上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

（1株当たり情報）

	前事業年度 （自 平成25年4月 1日 至 平成26年3月31日）	当事業年度 （自 平成26年4月 1日 至 平成27年3月31日）
1株当たり純資産額 1株当たり当期純利益金額	197,866円70銭 70,526円02銭	205,921円48銭 77,917円77銭

なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在していないため記載しておりません。

(注)1. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 （自 平成25年4月 1日 至 平成26年3月31日）	当事業年度 （自 平成26年4月 1日 至 平成27年3月31日）
当期純利益（千円）	1,523,362	1,683,023
普通株主に帰属しない金額（千円）	－	－
普通株式に係る当期純利益（千円）	1,523,362	1,683,023
普通株式の期中平均株式数（株）	21,600	21,600

2. 「会計方針の変更」に記載のとおり、退職給付会計基準等を適用し、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取り扱いに従っております。
 この結果、当事業年度の1株当たり純資産額が、635円69銭増加し、1株当たり当期純利益金額は、35円80銭増加しております。

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託者は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

① 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

② 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

③ 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託者の親法人等（委託者の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下④⑤において同じ。）又は子法人等（委託者が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。

④ 委託者の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

⑤ 上記③④に掲げるもののほか、委託者の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

(1) 定款の変更

当社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

委託会社およびファンドに重要な影響を与えた事実および与えると予想される事実は発生していません。

第２【その他の関係法人の概況】

１【名称、資本金の額及び事業の内容】

（1）受託会社

名称	資本金の額 (平成27年3月末日現在)	事業の内容
三井住友信託銀行株式会社	342,037百万円	銀行法に基づき監督官庁の免許を受けて銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務も営んでいます。

（2）販売会社

名称	資本金の額	事業の内容
株式会社横浜銀行	215,628百万円 (平成27年3月末日現在)	銀行法に基づき監督官庁の免許を受けて銀行業を営んでいます。
株式会社京都銀行	42,103百万円 (平成27年3月末日現在)	銀行法に基づき監督官庁の免許を受けて銀行業を営んでいます。
株式会社千葉銀行	145,069百万円 (平成27年3月末日現在)	銀行法に基づき監督官庁の免許を受けて銀行業を営んでいます。
スルガ銀行株式会社	30,043百万円 (平成27年3月末日現在)	銀行法に基づき監督官庁の免許を受けて銀行業を営んでいます。
UBS証券株式会社	46,450百万円 (平成27年3月末日現在)	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
浜銀TT証券株式会社	3,307百万円 (平成27年6月末日現在)	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
株式会社SBI証券	47,937百万円 (平成27年3月末日現在)	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
楽天証券株式会社	7,495百万円 (平成27年3月末日現在)	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
髙木証券株式会社	11,069百万円 (平成27年3月末日現在)	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

２【関係業務の概要】

（1）受託会社

ファンドの受託者として、受益権の通知、信託財産の保管・管理・計算等を行います。
なお、受託会社は信託業務の一部を日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に再信託します。

（2）販売会社

ファンドの販売会社として、受益権の募集の取扱い・販売業務および一部解約金・償還金、収益分配金の支払い・再投資等に関する事務等を行います。
ただし、ＵＢＳ証券株式会社は、運用に必要な最低限の資金のために、委託会社の関係会社により買付を行う場合の募集等の取扱いのみを行います。一般投資家向けの募集等の取扱は行いません。

＜再信託受託会社の概要＞

名称：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社
資本金の額：51,000百万円（平成27年3月末日現在）
事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。
再信託の目的：原信託契約にかかる信託事務の一部（信託財産の管理）を原信託受託会社から再信託受託会社（日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）へ委託するため、原信託財産のすべてを再信託受託会社へ移管することを目的とします。

3【資本関係】

(1) 受託会社
該当事項はありません。

(2) 販売会社
該当事項はありません。

第３【参考情報】

当計算期間において提出された、ファンドに係る金融商品取引法第25条第１項各号に掲げる書類は以下の通りです。

平成27年3月20日	**有価証券届出書および有価証券報告書**
平成27年4月17日	**有価証券届出書の訂正届出書**

独立監査人の監査報告書

平成２７年６月２６日

ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社
取　締　役　会　　御　中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	上 野 佐 和 子	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	伊　藤　志　保	印

当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社の平成２６年４月１日から平成２７年３月３１日までの第２０期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社の平成２７年３月３１日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

(注) 1．上記は、当社（本書提出会社）が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2．ＸＢＲＬデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成27年8月7日

ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社
取 締 役 会 御 中

新日本有限責任監査法人
指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 伊 藤 志 保 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 湯 原 尚 印

当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているＵＢＳ地方銀行株ファンドの平成26年12月23日から平成27年6月22日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ＵＢＳ地方銀行株ファンドの平成27年6月22日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）１．上記は、当社（本書提出会社）が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
２．ＸＢＲＬデータは監査の対象には含まれていません。